

広報かどま令和3（2021）年6月号

新聞の契約は慎重に

「高齢で一人暮らしの母親の家に、新聞が配達され始めた。1年ほど前に契約したようだが、母親は目が悪いので新聞は読めない。解約したいが販売店が応じてくれない。」という相談が寄せられます。

新聞は訪問販売で契約することが多く、その場合、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリングオフが可能です。クーリングオフ期間を過ぎてしまうと、たとえ購読前であっても簡単には解約できません。

以下の点に気を付けてください。

- ①長期の契約や数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲にしましょう。
- ②販売店が提供する景品にはルールがあります。過大な景品につられて契約しないようにしましょう。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249